

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度大潟村一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 41,157千円

(歳出) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 486,000千円

## 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	99,242	24,997			11,556	62,689
	障害者福祉事業	58,210	42,989			2,369	12,852
	高齢者福祉事業	42,499	451		22,742	3,005	16,301
	児童福祉事業	96,751	76,531			3,147	17,073
	小計	296,702	144,968		22,742	20,076	108,916
社会保険	国民健康保険事業	15,432	10,104			829	4,499
	介護保険事業	36,630	592			5,609	30,429
	後期高齢者医療事業	41,295	6,924			5,350	29,021
	小計	93,357	17,620			11,788	63,949
保健衛生	疾病予防対策事業	90,680	32,405		3,829	8,474	45,972
	診療所事業	5,261				819	4,442
	小計	95,941	32,405		3,829	9,293	50,414
合計		486,000	194,993		26,571	41,157	223,279